一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局
代表者の氏名　国土交通省大阪航空局長
千山　善幸
国土交通省九州地方整備局長
増田　博行
主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　福岡空港回転翼機能移設事業
対象事業の種類　飛行場及びその施設の設置の事業
対象事業の規模　ヘリポート及びその施設の設置の面積八・六六ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港整備課
福岡県福岡市中央区大手門二丁目五番三十三号
国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号
福岡県福岡市役所情報プラザ
福岡県福岡市東区箱崎二丁目五十四番一号
福岡市東区役所企画振興課
福岡県福岡市東区千早四丁目二十一番四十五号
福岡市立東市民センター
福岡県福岡市東区和白丘一丁目二十二番二十七号
福岡市和白地域交流センター（ロッセンわじろ）
五　準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧の場所
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷二百九十五
国土交通省大阪航空局福岡空港事務所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港整備課
福岡県福岡市中央区大手門二丁目五番三十三号
国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号
福岡県福岡市役所情報プラザ
福岡県福岡市東区箱崎二丁目五十四番一号
福岡市東区役所企画振興課
福岡県福岡市東区千早四丁目二十一番四十五号
福岡市立東市民センター
福岡県福岡市東区和白丘一丁目二十二番二十七号
福岡市和白地域交流センター（ロッセンわじろ）
縦覧の期間及び時間
平成二十九年七月二十五日から同年八月二十四日まで九時から十六時三十分まで（福岡市和白地域交流センター及び福岡市立東市民センターは七月三十一日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）
六　準備書及び要約書を公表しているウェブサイトのアドレス
http://ocab.mlit.go.jp/top/
七　意見書の提出
条例第十七条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができる。
八　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十九年九月七日まで
提出先
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館　十四階
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
福岡県福岡市中央区大手門二丁目五番三十三号　博多港湾・空港整備事務所　三階
国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室
意見書の提出に必要な事項
意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
二　意見書の提出の対象である準備書の名称
三　準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由
ただし、外国語による場合は、日本語訳を付すものとする。

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書の説明会の開催について

福岡市環境影響評価条例（平成十年三月三十日条例第十八号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を縦覧したので、条例第十六条の規定に基づき次のとおり公告する。
平成二十九年七月二十五日
国土交通省大阪航空局長　千山　善幸
国土交通省九州地方整備局長　増田　博行
一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局
代表者の氏名　国土交通省大阪航空局長
千山　善幸
国土交通省九州地方整備局長
増田　博行
主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　福岡空港回転翼機能移設事業
対象事業の種類　飛行場及びその施設の設置の事業
対象事業の規模　ヘリポート及びその施設の設置の面積八・六六ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福岡県福岡市東区
五　準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十九年八月五日　十四時から
福岡市和白地域交流センター（ロッセンわじろ）多目的ホール
福岡県福岡市東区和白丘一丁目二十二番二十七号
平成二十九年八月六日　十時から
福岡市役所　講堂
福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号
平成二十九年八月六日　十五時から
福岡市奈多公民館　講堂
福岡県福岡市東区奈多二丁目十四番二号

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７０７６１号
東京都新宿区市谷左内町11番地
申立人　市谷左内坂ハイム管理組合
本籍東京都文京区千石１丁目97番地、最後の住所東京都新宿区市谷左内町11番地左内坂ハイム505、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成26年１月13日、出生の場所東京市牛込区、出生年月日昭和14年３月６日、職業不詳
被相続人　亡　吉田登世美
事務所東京都千代田区九段北１－４－７喜助九段北ビル202号室青柳法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青柳　周（登録姓青柳）
東京家庭裁判所

平成２９年（家）第７０９０８号
東京都品川区北品川２丁目７番10－702号
申立人　山口栄三郎
本籍東京都大田区仲六郷２丁目13番地２、最後の住所東京都大田区仲六郷２丁目23番５号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成28年９月１日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和28年９月24日、職業無職
被相続人　亡　村松　弘子
事務所東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎
東京家庭裁判所

平成２９年（家）第７１２３４号
東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイスタワー７階
申立人　東京都渋谷都税事務所
本籍東京都新宿区西新宿４丁目281番地、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目20番12－304号、死亡の場所東京都多摩市、死亡年月日平成27年１月６日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和21年10月９日、職業会社役員
被相続人　亡　黒坂　勝徳
事務所東京都千代田区二番町５番地麹町駅プラザ402鮎京法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鮎京眞知子（登録姓中西）
東京家庭裁判所